

10. 大規模災害発生時における食料提供体制（栄養・食生活支援）について

酒井登実代、小出優子、山崎宗廣（伊那保健福祉事務所）

要旨：大規模災害発生等の健康危機管理時における栄養・食生活支援の体制整備を図るため、研修会の開催と特定給食施設等を対象にした調査を実施した。災害発生時の食事提供に関する体制整備、非常食備蓄状況について施設間で整備・備蓄状況に差異が認められた。今後、施設だけでなく自治体への働きかけなど広域における災害時の栄養・食生活支援体制の構築について検討する必要がある。

キーワード：健康危機管理、栄養・食生活支援、非常食備蓄

A. 目的

近年、大規模な災害が全国各地で発生し、被災地では困窮した食生活とその対応状況について報告されている。当地域は東海地震の防災対策強化地域に指定されており、日頃から災害の発生に備えた食料供給体制（栄養・食生活支援）の整備が重要なところである。そこで、市町村や給食施設の体制整備を図るため、当所で取り組んだ事業について報告する。

B. 方法

①研修会の開催（上伊那地域栄養士研修会）

行政、地域活動、給食施設の栄養士を対象に平成20年10月、下記により開催した。

(1) 講演「災害時における栄養・食生活支援～中越大震災及び中越沖地震の対応から」

講師 新潟県十日町地域振興局健康福祉部 地域保健課
管理栄養士

(2) グループワーク

1) 行政・地域活動 2) 3 食提供給食施設

3) 1 食提供給食施設に分かれ、「大地震などの災害に備え、栄養・食生活支援を担う分野として、平常時に何をしておかなければならないか」をテーマに実施

②特定給食施設等へのアンケート調査実施

大規模災害発生時に支援が必要と思われる施設へ早期に介入できる資料とするため、管内の特定給食施設等180施設に対し、平成20年11月に、体制整備や非常食の備蓄状況に関するアンケート調査を実施した。

C. 結果

①研修会参加者の感想等

(1) 講演 よかった（94%）普通（6%）

よくなかった（0%）

(2) グループワーク よかった（77%）普通（22%）

よくなかった（0%）

参加者から「実際の経験をふまえた話は危機感を持ち、平時の準備の大切さがわかった」「身近な話題で自分達が何を確認し何をすべきか話しあうことができた」「今まであまり考えていなかったが、今一度考えさせら

れた」などの感想が寄せられた。この研修会をきっかけに行政栄養士は、炊き出し献立作成など各市町村での体制整備に向けた取組みを行っている。

②特定給食施設等へのアンケート調査結果

(1) 自然災害発生時の食事提供に関するマニュアル等の体制整備について

医療機関88.2%、入所型福祉施設58.3%、保育所等72.1%が整備されていたが、デイサービスセンター、事業所、学校では整備されていないところが多くあった。

（表1）

(2) 非常食の備蓄状況

ライフライン使用不可を想定した非常食を、医療機関88%、入所型福祉施設63%、事業所20%、保育所78%が備蓄をしていた。ライフライン使用可能な場合は、医療機関100%、入所型福祉施設75%、保育所66%で備蓄をしている。デイサービスセンター、学校はどちらの場合も0%であった。備蓄をしている施設のうち33%が非常用献立を作成していた。（図1）

(3) 非常食が備蓄されていない理由

備蓄されていない理由として、予算の問題31%、保管場所の問題21%と回答していた。約5割近くあったその他の意見として、検討中という施設や備蓄する必要がないと考えている施設が多くあった。

(4) 体制整備と非常食備蓄状況

自然災害発生時のマニュアル等の体制整備をしている施設は、ミネラルウォーターを含む非常食やディスポ食器等の食料以外の備蓄をしており、有意差を認めた。

%	医療機関	入所型福祉施設	デイサービスセンター	事業所	保育所等	学校	合計
整備有	88.2	58.3	0	30	72.1	12.5	52.1
整備無	5.9	12.5	50	40	26.5	82.5	35.8
検討中	5.9	25	50	30	1.5	5	7.9
未回答	0	4.2	0	0	0	0	0.6

表1：自然災害発生時の体制整備状況

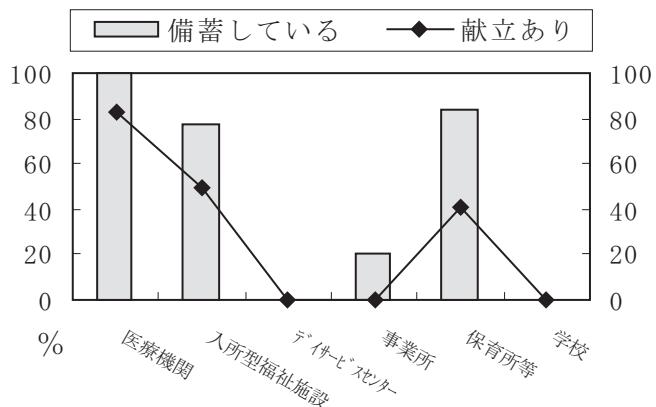


図1：非常食の備蓄状況（ライフライン使用不可又は可を想定）と献立作成の有無

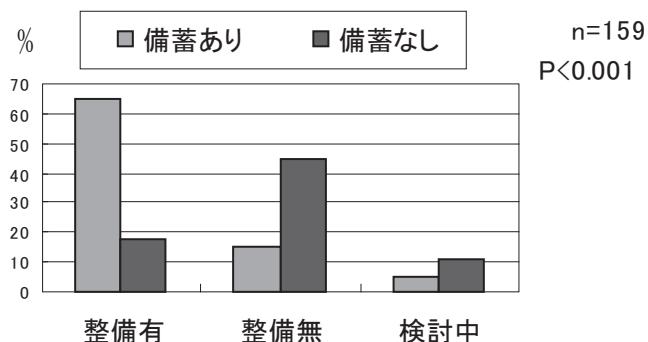


図2：体制整備と非常食（ライフライン使用不可を想定）備蓄状況

(図2)

D. 考察

調査の結果、大規模災害時に早期介入が必要と思われる施設を抽出することができた。

また、3食提供の医療機関や入所型福祉施設は、災害発生時の体制や備蓄食品を整備している施設が多いが、1食提供のうち、保育所は整備している施設が多いものの、学校やデイサービスセンターでは整備をしていない施設が多いことがわかった。

新潟県中越地震などの経験をもとに作られた「新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン～実践編～」¹⁾によると、病院や入所型福祉施設のような3食提供の給食施設は2～3日分の備蓄と対応マニュアルの整備は必須であること、1食提供の保育所や学校等については保護者がすぐ迎えにいけないことを想定して、子どもの1食分の食料（クラッカー、飲料水等）を備蓄することが重要であるとしている。

今回の調査の結果から、自然災害発生時の体制整備をしている施設は、飲料水を含む非常食やディスポ食器等食料以外の備蓄についても対応していることから、今後、自然災害発生を想定した対応について検討する機会を設けるなど体制整備に向けた取り組みが望まれる。

E. まとめ

保健所として、今後も研修会や巡回指導時を活用し、地域や給食施設の危機管理体制の整備を図る必要がある。新潟県のガイドラインによると、保育所や学校での体制整備については市町村防災担当課が主導し対策を構築していくことが示唆されているので、施設だけでなく地域の関係機関への働きかけなどを考えていくたい。

また、単独の保健所での取組みには限界があるため、広域にわたる健康危機管理時の栄養・食生活支援体制の構築について検討する必要があると思われる。

（参考）

- 新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン～実践編～ 平成20年3月 新潟県